

# 熊本県立天草高等学校倉岳校交通規定

令和5年1月26日改訂

令和5年4月 1日施行

熊本県立天草高等学校倉岳校 生徒指導部

## 第1章 自転車

第1条 自転車に乗車する時は交通ルールを厳守し、安全に留意すること。

第2条 自転車通学については新入生を対象に自転車通学に関する説明を行う。2年次以降に自転車通学を希望するものは適宜指導を行う。

第3条 自転車通学は通学距離に関わらず自転車通学願（交通様式1）を提出し許可を得ること。  
倉岳町在住者でも希望し、許可を得た場合は通学できる。ただし、以下に示す条件を厳守し、安全運転に留意すること。

- (1) 防犯登録及びTSマークを済ませ、本校許可ステッカーを貼付すること。
- (2) 雨天時はレインコートを着用し、傘さし運転をしないこと。
- (3) 夜間乗車する際は必ずライトを点灯すること。
- (4) 交通道徳を守り、二人乗り、並進をしないこと。
- (5) 左折、右折、回転、徐行停止、進路変更等は手前30mから、終わるまで合図すること。
- (6) 携帯電話・スマートフォン等を使用しながらの運転をしないこと。

第4条 年1回の自転車点検を必ず受けること。自転車点検は年度当初に生徒指導部交通係が計画し、学年毎に生徒指導部交通係及び担任が実施する。

第5条 自転車通学生は所定の駐輪場を利用し、必ず施錠（二重ロック）すること。

第6条 むやみに自転車の貸借をしない。併せて無断借用は絶対にしないこと。

## 第2章 二輪車

第7条 二輪車の免許取得については原付バイク（50cc）に限り、原付免許取得許可願（交通様式2）を提出し、許可された者のみ2年次より認める。原付免許取得に関しては、原付免許取得規定に定める。ただし、原付通学希望者で通学のみの使用に限り、一年次からの原付免許取得を認める。

第8条 自動二輪免許の受験は許可しない。

第9条 免許取得者が使用する原付バイクは自賠責保険と任意保険に加入しなければならない。

第10条 原付バイクの貸借は絶対にしないこと。

第11条 原付バイク及び自動二輪の二人乗りは禁止する。なお、必ずフルフェイス型のヘルメットを着用し、駐輪する際は二重ロックをすること。

第12条 単車での事故は死亡事故につながるので交通ルールを守り、安全運転に心がけること。

第13条 原付バイクで天草五橋を通過しないこと。

## 第3章 自動車学校入校規定

第14条 自動車学校入校については3年生の保護者ならびに3年生全員を対象に自動車学校入校説明会を行う。時期は秋季保護者会（進路講演会含む）の時に実施する。

- 第15条 自動車学校入校の開始については、第3学年の進路が決定した者のみ11月から認める。
- 第16条 自動車学校入校希望者は、事前に担任を通じて生徒指導部へ自動車学校入校願を提出し、許可を受けた者のみ認める。
- 第17条 成績不振者、出席時数不足者及び校納金等の未納者は認めない。追試又は補講の該当者は全てが解消された後、自動車学校入校願を受理する。
- 第18条 自動車学校へは授業に支障をきたさない範囲で通学すること。原則として授業や学校行事・家庭学習期間の登校日を最優先とする。
- 第19条 3学期における学年末考査の3日前から学業に専念するため、教習を一時停止する。このことについては自動車学校にも連絡し協力をお願いする。
- 第20条 自動車学校入校中に特別指導を受ける場合は、自動車学校への通学を一時停止する。また、特別指導を受けたものは、3学期の学習期間より通学を認める。
- 第21条 自動車学校における教習に際しては以下に示す条件を守ること。
- (1) 平日、休日、家庭学習期間中の自動車学校への通学は制服着用とする。
  - (2) 校則を守り、門限時間内に帰宅すること。帰宅時間は日没までとする。ただし講習終了時間との関係でやむを得ない場合は必ず家庭へ連絡すること。
- 第22条 自動車学校卒業証書は本校卒業式後に学校にて本人に渡す。普通免許取得の為の受験はその後、行うものとする。

#### 第4章 原付通学

- 第23条 原付バイク通学を希望する場合は、担任を通じて原付通学願（交通様式3）を提出し行う。さらに、原付免許取得者及び取得希望者の保護者会へ出席した後、生徒指導部会での審議の上、許可する。なお、許可された後は、原付バイク通学開始前に各専門店で点検を実施する。
- 第24条 原付バイク通学希望者は下記の条件と義務を満たさなければならない。
- (1) 町外の在住で課外や部活動などに積極的に参加している生徒であること。
  - (2) 山間部で坂道等が連続し、通学困難と認められる者については、許可範囲外であっても審議の上許可する場合がある。
  - (3) 使用する原付バイクはスクーター型を使用すること。カブ等のギア車は禁止する。
  - (4) 登下校時は学校指定の白色のウインドブレーカー・白色のP Sマーク等安全基準を満たしたフルフェイス型ヘルメットを着用すること。
  - (5) 車体改造等の単車には絶対乗らないこと。
  - (6) バイクの貸借はしない。
  - (7) 定期点検を4月と8月及び1月に行い、学校に点検表と提出する。
  - (8) 昼間点灯は必ず励行する。
  - (9) 登校時間の8時20分までに登校すること。
  - (10) 自賠責保険及び任意保険に必ず加入すること。未加入の場合は通学を認めない。
  - (11) 春・秋季原付実技講習会と天草地区原付安全競技会には必ず参加すること。
  - (12) 週2回の遅刻を繰り返す場合は、一定期間バイク通学を停止し、その間は免許を預かる。
  - (13) 特別指導や学業成績不振（関係保護者会の対象）の場合はバイク通学を停止する。1回目は1ヶ月、2回目は3ヶ月、3回目は取消とする。